遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：茨城県つくば市観音台３－１－３ 名　　称：独立行政法人　農業環境技術研究所　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成29年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場の周囲に、メッシュフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げる。 ⑶　鳥類の摂食を防ぐため、遅くとも出穂期までには、栽培区域に防鳥網を設置し、刈取り後に撤去する。なお、調査、収穫作業等のため防鳥網を外す場合には、できる限り短期間とし、作業等終了後、直ちに再度設置する。 ⑷　栽培は慣行法に準じ、気象等に対応して防風網、ビニルハウス等の設置を行う場合がある。 ⑸　使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えイネの種子等を洗浄するための洗場を設置している。 ⑹　水田については、本遺伝子組換えイネの隔離ほ場外への漏出を防止するため、浸透ます等の設備を排水系統に設置している。 ⑺　花粉の飛散を減少させるため、隔離ほ場の周りに防風林を備えている。 ２　隔離ほ場の作業要領 ⑴　適切な除草管理等を行う。 ⑵　本遺伝子組換えイネ及び同時に栽培した非遺伝子組換えイネを隔離ほ場外に持ち出す場合には、第二種使用等として遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第12条又は第13条で定める拡散防止措置を実施する。 ⑶　⑵以外で、隔離ほ場内で本遺伝子組換えイネ及び同時に栽培した非遺伝子組換えイネの不活化を行う場合は、試験終了後、地上部は刈り取り、オートクレーブ又は焼却炉を用い確実に不活化する。登熟期前のものについてはすき込み処理を行い確実に不活化する場合もある。刈り取られない残りのイネの残さ及び発生した植物は隔離ほ場内への埋設又はすき込み処理により確実に不活化する。 ⑷　使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄し、隔離ほ場内の植物残さ、土等を外に持ち出さないこと等により、意図せずに本遺伝子組換えイネが隔離ほ場外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場の設備が有する機能が発揮されるよう維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を、第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　本遺伝子組換えイネによる生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　13—26Ｐ—0009

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	独立行政法人　農業・食品産業技術総合研究機構 理事長　堀江　　武 茨城県つくば市観音台３－１－１
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	カルビンサイクル強化イネ（FBP／SBPase発現イネ）（*Oryza sativa* L.）（NICS12—OSNB—UBFBP／SBP）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：茨城県つくば市観音台３－１－１ 名　　称：独立行政法人　農業・食品産業技術総合研究機構 作物研究所　高機能隔離圃場 使用期間：承認日から平成29年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りの防止のため、隔離ほ場を取り囲む高さ1.8mの金属製フェンスを設置する。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を正面入口の見やすい場所に掲示する。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、機具、靴等を洗浄するための洗い場を設置すると共に、本遺伝子組換えイネの隔離ほ場外への流出を防止するための設備を有する排水系を設置する。 ⑷　野生動物等の摂食を防止するため、遅くとも出穂期までには、防鳥網を本遺伝子組換えイネの栽培水田を取り囲むように設置する。 ⑸　栽培は慣行法に準じ、気象等に対応して防風網の設置を行う場合がある。 ２　隔離ほ場の作業要領 ⑴　本遺伝子組換えイネ及び比較対照の非遺伝子組換えイネ以外の植物が隔離ほ場内の使用区画で生育することを、除草管理等により最小限に抑制する。 ⑵　本遺伝子組換えイネ及び比較対照の非遺伝子組換えイネを隔離ほ場外に運搬又は保管する場合には、第二種使用等として遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第12条又は第13条で定める拡散防止措置を実施する。 ⑶　本遺伝子組換えイネの栽培終了後、当該イネ及び比較対照の非遺伝子組換えイネは、隔離ほ場内において乾燥及び脱穀する。 ⑷　栽培終了後、保管しない種子（もみ）は焼却処理により確実に不活化を行う。また、刈り取られた稲わらを含む地上部はオートクレーブ又は焼却炉にて不活化する。刈り取られない残りのイネ残さ及びひこばえは、ほ場内に全てすき込み又は埋設等することにより不活化する。 ⑸　隔離ほ場内で使用した機械、機具、靴等は作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えイネが隔離ほ場外に持ち出されることを防止する。